

## 43 三芳町

【問合せ先】 三芳町 施設マネジメント課 管財契約担当 TEL 049-258-0019(内452)

本社情報		
地区コード		入力しないでください。

事業所情報		
地区コード		入力しないでください。
地域区分		<p>次の区分により選択してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請事業所の所在地が「三芳町内」の場合 「町内」を選択</li> <li>・申請事業所の所在地が「富士見市、ふじみ野市」の場合 「準町内」を選択</li> <li>・申請事業所の所在地が「川越市、所沢市、狭山市、朝霞市、志木市、和光市、新座市」の場合 「川越・朝霞県土」を選択</li> <li>・申請事業所の所在地が「県内」の場合 「県内」を選択</li> <li>・申請事業所の所在地が「県外」の場合 「県外」を選択</li> </ul> <p>「本店」は、建設工事を含む申請の場合は、主たる営業所の所在地を指します。建設工事を含まない申請の場合は、履歴(現在)事項全部証明書に記載された本店の所在地を指します。</p>

納付状況		
納税状況		<p>未納あり、未納なし、課税対象外から選択してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未納あり : <u>次の税目に未納がある場合は申請できません。</u></li> <li>・未納なし : 全税目とも未納がない場合。</li> <li>・課税対象外 : 全税目、免税業者の場合。</li> </ul> <p>三芳町に申請する場合は、申請日時点で次の税目について、未納がないことが要件です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 法人税(又は所得税)及び消費税・地方消費税</li> <li>(2) 法人町民税(又は個人町民税)</li> <li>(3) 三芳町税</li> </ol> <p>新型コロナウイルス感染症等の影響等により納税・換価の猶予制度の適用を受けている場合は、「未納なし」を選択してください。</p>

予備欄		
予備欄2～予備欄10		入力しないでください。